-Rev 8.3.0

# Speed 突破!シリーズ マニュアル

http://www.speedtoppa.net/

# 目次

目次	2 -
はじめに	5 -
このソフトを利用してできること	6 -
製品構成	7 -
~	- 7 -
<i>歯いち</i>	- 8 -
发	0 -
メニューの使い方	8 -
メインメニュー	8 -
科目別学習	9 -
年度別学習	9 -
選択学習	9 -
キーワード検索	9 -
詳細設定	9 -
■ 出題形式	9 -
択一式	9 -
記述式 o r 選択式	9 -
■ 出題範囲	9 -
全問題を出題	9 -
"理解済み"問題をはずす	9 -
"未理解"問題のみ	9 -
■ 出題順序	10 -
順番通り	10 -
ランダム	10 -
履歴・メモー覧ボタン	10 -
履歴クリアボタン	10 -
メモクリアボタン	10 -
ホームページボタン	10 -

オプション起動ボタン	10 -
<b>ニ</b> ボタン	- 10 -
お困りですか?ボタン	- 10 -
ヘルプボタン	- 11 -
終了ボタン	11 -
択一問題の使い方	- 12 -
出題ウィンドウ ①	- 12 -
出題ウィンドウ ②	- 12 -
※ 別ウィンドウ	- 12 -
解答ボタン ③	- 13 -
メモ・解説ボタン ④	- 13 -
判定ウィンドウ ⑤	- 13 -
自己評価ボタン ⑥	- 13 -
問題選択ボタン ⑦	- 13 -
図表ボタン ⑧	- 13 -
インターネット版問題表示 ⑨	- 14 -
記述問題の使い方	15 -
	10
出題ワインドワ ①	- 16 -
	- 16 -
<b>吽合懐 ③</b>	- 16 -
■ あなたの解答欄	- 16 -
■ 模範解答欄	- 16 -
模範解答を確認するボタン ④	- 16 -
メモ・解説ボタン ⑤	16 -
判定ウィンドウ ⑥	- 16 -
<ul> <li>         らに、</li> <li>         らに、</li> <li>         らに、</li> <li>         らに、</li> <li>         の</li> <li>         らに、</li> <li>         らし、</li> <li>         もし、</li> <li></li></ul>	- 16 -
日日 開 題 混 択 ボタン ⑧	- 16 -
図表ボタン ⑨	- 16 -
選択肢 ON ボタン ⑩	- 16 -
オプションパックの使い方	17 -
条文検索ボタン	17 -
プレビュー&印刷ボタン	- 18 -
■ 択一・記述	- 18 -
■ 印刷オプション	- 18 -

■ 問題の絞込み
学習進度解析ボタン
■ 択一・記述18-
■ 学習進度解析オプション 18 -
Premium 版のテキストの開き方 20 ·
FAQ21 -
パスワードの登録方法 22 -
パスワードの一括登録方法
問題集のパスワード登録方法 23‐
オプションパックのパスワードの入力方法
サポート情報 25 -
著作権について
製作・著作
ユーザー <u>登</u> 録について
登録情報の記録

#### はじめに

このソフトは、社会保険労務士試験・宅建試験・行政書士試験などの資格試験または高校・大学入試試験を 受験する方の学習のお手伝いをするために、株式会社アドヴァンソリューションが開発したソフトです。

試験に合格するためには、過去問を研究することが重要だといわれています。おそらく、皆さんも何らかの 形で過去問の問題集を入手されて使っていることと思われますが、使い勝手に不満はなかったでしょうか?

問題の重要度、解いた回数、まちがえた箇所の記録など、膨大な過去問を効率的に修得して行くには、情報の管理が大切です。この点において、従来の学習方法はとても手間がかかりました。

問題集のすみにチェックをつけたり、科目ごとに分類し直したり、人によっては問題集をバラバラにして出来たものから抜いていったりと、とても苦労が多いと思います。

そこで、我々はコンピュータを使って、問題の出題パターン、履歴、成績、学習者の学習進度状況の情報を 管理できないかと考えました。

実際に社会保険労務士・宅建・行政書士などの国家試験を受けている人をはじめ、他の国家資格試験受験生、 現役高校生など、実際に試験にチャレンジしている方たちの生の声を集めて開発を進めて参りました。

皆様の合格のためにお役に立てれば幸いです。

株式会社アドヴァンソリューション Speed突破!開発チーム一同

# このソフトを利用してできること

スピード突破!シリーズの過去問題集には過去数年間の本試験に実際に出題された問題を収録してありま す。

このうち、法律の改正などで、問題としてふさわしくないもの、解答が間違えになってしまうものについて は、修正、削除をしてあります。ですから、安心して次の年度の試験勉強ができるように作られています。

また、登録ユーザーの方は、バージョンアップ有効期間内は常に最新の問題を無償でアップデートできます。 法改正があった場合や、惜しくも1年で合格できなかった場合などで、何度も問題集を買い直す必要はあり ません。

このソフトでは、問題を次のようなパターンで出題します。

	科目別に出題
	出題年度別に出題
留答形式	五者択一形式で出題
府百万以	記述形式で出題
山間順向	順番に出題
山皮顶了	ランダムに出題
	未理解のところだけを出題
出題抽出	理解済みのところを抜いて出題
	全問出題
	数字が絡んでくる問題(届け出の期間など)だけを出題 ※1
	届け出先などが絡んでくる問題(監督官庁など)だけを出題
出題検索	*1
	自分でキーワードを入力し、その文字が含まれている問題を出
	題

※1 この例は社会保険労務士問題集の場合です。他の試験の場合は、試験の傾向に合わせて抽出する問題を 変えてあります。

すべての組み合わせで自分の勉強したい問題をピンポイントで抽出できます。

成績は履歴として残り、表としてみることが出来ます。弱点発見のために利用してください。

また、問題ごとにメモを取ることもできます。自分なりのコメントを書き込んで活用してください。

#### 製品構成

■ Speed突破!過去問題集シリーズ

Speed突破!過去問題集、問題集より条文検索機能等をご利用いただくためのSpeed突破!オプションパックのセット商品となっております。

■ Speed突破! Premium過去問題集シリーズ

Speed突破!過去問題集、基本テキスト、問題集より条文検索機能等をご利用いただくためのSpeed突破! オプションパックのセット商品となっております。

オプションパックの機能をご利用の際は、問題集とは別途インストール、パスワードの入力をしていただく 必要がありますので、インストール方法のページを参照の上ご利用ください。

#### 動作環境

・Windows 7 / 8 / 8.1 / 10 (RT は非対応)

・各OSの最新のサービスパック・セキュリティーパッチを適用

・CPU の動作クロック、搭載メモリは最低限 OS が動作すれば十分です。

・HDDの残り容量はインストールできる分だけの容量があれば正常に動作いたします。

(推奨動作環境)

HDD の空き容量 2G 以上

画面解像度 1024×768 以上

サウンドデバイス

すべての機能を利用するにはインターネット接続が必要ですが、オフラインでも問題集の基本的な機能など大 半の機能は利用可能です。

※ インストールできる権限の元でインストールしてご使用ください。(インストール権限が無くても使用をすることは出来ま す。システム管理者にお問い合わせください。)

※ 特殊な常駐ソフトを利用している場合、仮装 CD ソフトやメモリ管理ユーティリティー等のシステムに深く係わるソフトを インストールしている場合、レジストリを書き換えるソフトなどを利用している、またはしたことがある場合など、ご使用の環 境によっては正常に動作しない場合もあります。ここで書かれている動作環境とは正常なハードウェアをセットアップした状態 で OS をクリーンインストールをした直後に正常に動作することを意味します。万が一、動作環境を満たしているのにも関わら ず正常に動作しない場合は、OS をクリーンインストールをしてもなお正常に動作しないと認められる場合以外はサポート出来 ない場合もありますのでご了承ください。



メニューの使い方

メインメニュー



出題のパターンを主に選択します。

それぞれの出題パターンの条件をすべて満たすものを抽出して出題しますので、多彩な出題パターンを選択することができます。

たとえば、「択一式」+「ボロボロ問題のみ」+「ランダム」+「平成 22 年」を選択した場合は、「平成 22 年 に出題された、択一式問題で、過去に演習した結果直近の自己評価が未理解の問題だけを抽出し、ランダムに 組み替えて出題・解答・解説をする。」という出題形式を選択したことになります

#### 科目別学習

科目を指定して出題します。

#### 年度別学習

年度を指定して出題します。

#### 選択学習

ボタンにあらかじめ用意されているものは、ある特定のキーワードを検索して出題させるようにしてありま す。

たとえば、「届出先(国・自治体)」の場合は、「市・区・町・村」などのキーワードが入った問題を自動的に 選択して出題します。

キーワード検索

キーワードを入力することでオリジナルのキーワードを検索することができます。

#### 詳細設定

#### ■ 出題形式

択一式

択一形式で出題します。

選択肢が5つの場合は5者択一。4つの場合は4者択一で出題されます。

記述式 or 選択式

記述式の場合は、キーボードから入力する形式の記述式で、選択式の場合は、マウスでドラッグ&ドロップする形式での選択式で出題します。

記述・選択式の出題がない試験の場合は、このオプションは使えない場合があります。

#### ■ 出題範囲

直近の自己評価にしたがって、以下の条件で出題範囲を決定します。

全問題を出題

すべての問題を出題します。

全範囲を演習したいときに最適です。

"理解済み"問題をはずす

"理解済み"と評価された問題をはずした残りの問題が出題されます。

自信のある問題をはずすことでざっと全体を見渡して演習ができます。

"未理解"問題のみ

"未理解"と評価された問題だけを出題します。

一番苦手とする問題だけを重点的に演習することができます。

#### ■ 出題順序

順番通り

問題を先頭から順番に出題します。

ランダム

問題の順番をランダムに変更して出題します。

履歴・メモー覧ボタン

履歴・メモの一覧を見ることができます。

履歴クリアボタン

履歴をクリアーします。

#### メモクリアボタン

メモをクリアーします。

ホームページボタン

弊社ホームページを見ることができます。お試し版をご利用の方は、こちらからパスワード購入をすることが できます。

オプション起動ボタン

オプションパックを起動します。

この機能を利用するためには、初回起動時にインストールとオプションパック用のパスワードの入力が必要です。

詳細は、P24-をご覧ください。

🗐 ボタン

問題集本体のパスワード登録処理を行います。パスワードをお持ちの方はここに必要事項を入力しないと、全機能が使えるようになりませんのでご注意ください。

(登録が完了すると、ボタンが押せない状態になります)

詳細は、P28-をご覧ください。

お困りですか?ボタン

弊社ホームページのサポートページへ直接アクセスできます。何かお困りのことがあったら、こちらをクリッ

クしてください。

# ヘルプボタン

ヘルプを参照します。

# 終了ボタン

プログラムを終了します。

#### 択一問題の使い方

♂ 択一問題		×
	平成22年 労働基準法 2	
5	労働基準法に定める解雇、退職等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。	
○正解♡	(1)	
0		
	定年に達したことを理由として解雇するいわゆる「定年解雇」制を定めた場合の定年に達したことを理由とする解雇」は、労働基準法第20条の解雇予	
	使用者が労働基準法第20条の規定による解雇の予告をすることなく労働者を解雇した場合において、使用者が行った解雇の意思表示が解雇の予	
	音として有効であり、かつ、その解雇の意思表示かあったために予告期間中に解雇の意思表示を受けた労働者が休業したとさば、使用者は解雇か 有効に成立するまでの期間、同法第26条の規定による休業手当を支払わなければならない。	
	労働者と使用者との間で退職の事由について見解の相違がある場合、使用者が自らの見解を証明書に記載し労働者の諸求に対し遅滞なく交付す	
	れば、基本的コは労働基準法第22条第1項違反としならないが、それが虚偽であった場合(使用者がいったん労働者に示した事由と異なる場合等) 「コは、同項の義務を果たしたこと」コはならない。	
	労働基準法第22条第1項の規定により、労働者が退職した場合に、退職の事由について証明書を請求した場合には、使用者は、遅滞なくこれを交	
	付しなければならず、また、退職の事由が解雇の場合には、当該退職の事由には解雇の理由を含むこととされているため、解雇された労働者が解雇の事実のみについて使用者に証明書を請求した場合であっても、使用者は、解雇の理由を証明書に記載しなければならない。	
	■ 労働基準法第22条第4項において、あらかじめ第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは労	1
	● 働組合運動に関する通信をし、又は退職時等の証明書に秘密の記号を記入してはならないとされているが、この「労働者の国籍、信条、社会的身分 若しくは労働組合運動」は制限列挙事項であって、例示ではない。	
Att Die	<b>6 9 7</b>	
● 理解済	▲ 要復習 × 未理解 インターネット版問題表示(音声解説付) 《 ▲ ► >>	
		1

出題ウィンドウ ①

問題の柱書きを表示します。

.....

全文が表示されない場合や、小さくて読みにくい場合は、ダブルクリックして別ウィンドウ(※)に表示するすることができます。

出題ウィンドウ ②

問題の枝を表示します。

全文が表示されない場合や、小さくて読みにくい場合は、ダブルクリックして別ウィンドウ(※)に表示するすることができます。

※ 別ウィンドウ

文章が読みづらい場合、別ウィンドウに表示することができます。

表示された状態で、「+」キーを押すと文字の拡大「-」キーを押すと縮小されます。

労働基準法第32条の2に定めるいわゆる1か月単位の変 形労働時間制を採用する場合には、労使協定による定め又 は就業規則その他これに準ずるものにより、変形期間にお ける各日、各週の労働時間を具体的に定めることを要し、変 形期間を平均して週40時間の範囲内であっても、使用者が 業務の都合によって任意に労働時間を変更するような制度 はこれに該当しない。 Verwindow 単基本が加定さなのなごではないやからいかり単位の次本は学聞時代的には用する人名のにし、当体情報によるなかりは意思見知られた。他でした 「そそのにとり」な知識時でとれるなら、各種の労働時代を建作りこだがた。とな難し、変動機能がと伴切して進んの時的の範囲的であっても、 用もか実施の時台によって任意に労働時代を変更するような制度はこれに該当しない。

(別ウィンドウ 拡大表示例)

(別ウィンドウ 縮小表示例)

解答ボタン ③

このボタンを押して解答してください。

正解したか間違っていたかの判定が自動的に表示されます。

メモ・解説ボタン ④

メモの記録画面と解説が表示されます。

ウィンドウの位置やサイズは可変ですので、使いやすい大きさに変更してお使いください。

#### 判定ウィンドウ ⑤

解答者の解答が正しいのか間違いなのかを表示します。「〇」なら正解。「×」なら不正解を意味します。

自己評価ボタン ⑥

判定の結果、どの程度の評価なのかを自己評価します。あえて評価を自動にしなかったのは、「まぐれ当たり」 や「度忘れ」を「自信を持った正解」や「全くわからなかった不正解」と同じ扱いにすることは学習上問題が あると考えるからです。

ここで自分の感覚にあわせて三段階の評価をしてください。この評価によって、次に出題される問題のレベル を切り替えることができます。

問題選択ボタン ⑦

「<」「>」ボタンで問題をひとつ前後します

「<<」「>>」ボタンで問題の早送りと巻き戻しができます。

図表ボタン ⑧

問題に図表がある場合、問題に指示がでますのでそれに従ってこのボタンを押してください。

#### インターネット版問題表示 ⑨

問題文が長くて見にくいときは、このボタンを押してください。 別画面で見やすく表示されます。(ウィンドウサイズの変更も可能です。) また、この画面よりインターネットを利用して音声解説を聞くことができます。

(注意)

こちらの画面はインターネットが常時接続される環境でないと表示することができません。

回線速度が低速な場合、音声が再生されるまでに時間がかかったり音声が再生されないことがあります。

Speed	i突破!シリー) 表示(V) り/	ス - AdvanSolution Co.,LTD ンドウ(W) キキスト(エ) ヘルプ・(H)	
đ			
		<b>2011年 1 問</b> - 労働基準法	*
		労働基準法の総則等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。	
	1	労働基準法第3条は、法の下の平等を定めた日本国憲法第14条と同じ事由で、人種、信条、性別、社会的身 分又は門地を理由とした労働条件の差別的取扱を禁止している。	
	2	何人も、他の法律の定め如何にかかわらず、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。	
	3 σ	公職の就任を使用者の承認にかからしめ、その承認を得ずして公職に就任した者を懲戒解雇に付する旨の就 業規則条項は、公民権行使の保障を定めた労働基準法第7条の趣旨に反し、無効のものと解すべきであるとする )が最高裁判所の判例である。	II
	4	労働基準法に定める「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいい、この定義に該当する場合には、いかなる形態の家事使用人にも労働基準法が適用される。	
	5	労働基準法に定める賃金とは、賃金、給料、手当、算与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者 又は顧客が労働者に支払うすべてのものをいう。	
		解説を隠す	
	() 1		J
	C	設 力動基準法第3条で差が時以後を完正しているのは、「画籍、信楽文は社会時分力」のニッてある。 労働基準法第3条) (音声解説) D D D D	
	2	誤「他の法律の定め如何にかかわらず」ではなく、「法律に基づいて許される場合の外」である。 (労働基準法第6条)	
		Copyright Speed突破!シリース、All Rights Reserved <u>http://www.speedtoppa.net</u>	·

# 記述問題の使い方

			X
			- AZI (4)
平成22年 労働基準法 1 記述	試用期間	就用期間	
次の文中の【 】の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。	Pro 110 front	De011/01/01	O正解 (3)
$\bigcirc$	事前の調整	事前の調整	メモ 解説
1「使用者が労働者を新規に採用するに当たり、その雇用契約に期間を設けた場合におい て、その設けた趣旨・目的が労働者の適性を評価・判断するためのものであるときは、右期 間〔当該期間〕の満了により右雇用契約〔当該雇用契約〕が当然に終了する旨の明確な合			〇正解
意が当事者間に成立しているなどの特段の事情が認められる場合を除き、右期間(当該期間))は契約の存続期間ではなく、【 A 】であると解するのが相当である。」とするのが最高 裁判所の判例である。 2 「労働者が長期かつ連続の年次有給休暇を取得しようとする場合においては、それが長 期のものであればあるほど、(略)」事業の正常な運営に支障を来す蓋然性が高くな	信義に反するもの	公序に反するもの	メモ × 不正解
り、使用者の実務計画、他の労働者の杯岐子定等との1 B 1を図る必要が生するのが通常」であり、労働者がこれを経ることなく、「その有する年次有給休暇の日数の範囲内で始期と終期を特定して長期かつ連続の年次有給休暇の時季指定をした場合には、これに対する使用者の時季変更権の行使については、「・・・、略・・・・〕使用者にある程度の裁量的判断の余地を認めざるを得ない。」とするのが最高裁判所の判例である。 3 首与の対象期間の出動率が90%以上であることを首与の支給要件とする就業規則の	突起物	突起物	メモ の正解
規定における出勤率の算定に当たり、労働基準法第65条の定める産前産後休業等を出勤 日勤に含めない取扱いについて、「労働基準法65条(等)の趣旨に照らすと、これにより上 記権利に産前産後休業の取得の権利)等の行使を抑制し、ひいては労働基準法等が上記 権利等を保障した趣旨を実質的に失わせるものと認められる場合に限り、【 C 】として無 効となる」とするのが最高裁判所の判例である。 4 労働安全衛生法算43条においては、「助力により駆動される機械等で、作動部分上の	設置	展示	×モ 願聞 × 不正解
【 D 】又は動力伝導部分若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置 が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で【 E 】してはな らない、」と相定されている。	選択肢OFF	/ 模範解答	答を確認する
	● 理解済	▲ 要復習	× 未理解
(2)	$\overline{\mathcal{O}}$		<b>5</b>

of #	択リスト 💌
1	解雇
2	回車云車曲
3	原動機
4	権利の濫用
5	公序に反するもの
6	互譲の手続
7	事前の調整
8	使用
9	試用期間
10	信義に反するもの
11	製造
12	設置
13	団体交渉
14	展示
15	关起物 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
10	いた期間
1/	岡里
10	17法行為 東市内
19	准正応/
20	カレスは動動
	解答欄へドラッグ&ドロップしてください

#### 出題ウィンドウ ①

⇒ (択一問題の使い方参照)

```
出題ウィンドウ ②
```

⇒ (択一問題の使い方参照)

#### 解答欄 ③

#### ■ あなたの解答欄

キーボードで解答を入力します。

選択式を選んだ場合は、このウィンドウにドラッグ&ドロップすることで入力を省略できます。

#### ■ 模範解答欄

模範解答が表示されます。

模範解答を確認するボタン ④

解答の記入が終わったらこのボタンを押してください。模範解答と記入された解答の照合を行います。

#### メモ・解説ボタン ⑤

⇒ (択一問題の使い方参照)

判定ウィンドウ⑥

⇒ (択一問題の使い方参照)

自己評価ボタン ⑦

⇒ (択一問題の使い方参照)

問題選択ボタン ⑧

⇒ (択一問題の使い方参照)

#### 図表ボタン ⑨

⇒ (択一問題の使い方参照)

#### 選択肢 ON ボタン 🕕

選択問題の場合、選択肢を表示することができます。この選択肢はドラッグ&ドロップをすることでキーボードでの入力を省略することができます。

# オプションパックの使い方

🔄 オプション	>メニュー		<b>×</b>
「カード印刷>	/	学習進度解析	fx==-
<ul> <li>● 択一</li> <li>○ 記述</li> </ul>	<ul> <li>ブレビュー&amp;印刷</li> <li>印刷オブション</li> <li>✓ 解答を入れる</li> <li>✓ 解説を入れる</li> <li>「問題の絞り込み</li> <li>□ 絞り込みをする</li> </ul>	<ul> <li>● 択一</li> <li>○ 記述</li> </ul>	学習進度解析 学習進度解析オブション ・ 年度順に並べ替え ・ 科目順に並べ替え ・ 苦手な問題順に並べ替え
	<ul> <li>□ 年度</li> <li>平成22年</li> <li>□ 科目</li> <li>労働基準法</li> </ul>	←条文検索メニ ↓ Version 1.5.0	ユー <u> 条文検索</u> <u> 二</u>

#### 条文検索ボタン

このボタンを押すと、条文検索ウィンドウが開き、条文を検索することができます。

🔍 条文検索
110 国民年金法     ●     第     5     条の
((  検索
〈用語の定義〉
(用語の定義) 第五条、この法律において、「被用者年金名法」とは、次の各号に掲げる法律をしら。 - 厚生年金【探決法(昭和二十二年法律第百二十八号) 三 国家公務員共済組合法(昭和二十二年法律第百二十八号) 三 地方公務員等共済組合法(昭和二十二年法律第百二十八号) 三 地方公務員等共済組合法(昭和二十二年法律第百二十八号) 三 地方公務員等共済組合法(昭和二十二年法律第百二十一号)(第十一章老家(。) O 私立室校教職員共済社 2 この法律において、「保険料約(前落期間)とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保 険者期間かうちぬ付された(保険料約(前本)十六余の)環こことが見切された(保険料約(言)をその 預から第二項主ての規定にとりその一部の範疇)こさ終付することを要しないかのとされた(保険料にこきそか 残余の額が約付又は彼切なれたものを除く、以下同じ。)に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保 険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を含迫した期間をい 。 3 この法律において、「保険料4条時期間)とは、保険料4金額を除期間、保険料四分の三先除期間、(保険料 単額を除期間広び保険料四分の一免除期間)とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被 保険者期間であつて第八十ム条、第九十条第一項以前用一条の二第一項の規定にとい付けすることを要 しないそのかとされた保険料(前ちょ)と要した規間をい。 4 この法律において、「保険料4条期間を説、地告のから、第九十四条第四項の規定にとい値付されたものとみなされる 保険料4年(福谷城保険者期間を認)、地をのとされたの分の三の類にごき約付けすることを要しない ものとされた(保険料4個方もことを要しな)にものとされの形式の日本のの第二つき約付することを要しないものとされたものによるは、1に係参判の分の三党時期間とは、第七条第一項第一号に規定する除者保険者としての 依保険料4期間であつて第九十条の二第一項の規定にとりその四分の三の類にごき約付けすることを要しな いちのとされた(保険料4個方もこと要し)にものとされたのの目ののの動にごき約付け されたものに認る、1に信をもののうち、第九十四条期回面の規定により約の二の第一号に規定する場所者をとての か(保険料4期間であつて第九十条の二第一項の規定により倍のか三の参約付することを要しな) に称らわの方で1条1年4回転(限制間)とは、第七条第一項第一号に規定する協保険者としての (保険料44期間であつて第九十条の二第一項の規定により倍のたちのにのよう)に係るもののうた 第九十四条規範囲で第二項の規定により倍の一名(保険料1)になられたものとされた (保険料44期間であつて第九十条の二第一項の規定)とが60 うついになられて、「保険料44年30)にはのとされたものとなまれら保険料 に係る時間を認いたちのでを算した期間をいう。 5 この法律がおしたるのできた業項目を注意にしたののでの第二人が合わてたちのにとなったちを定したり (保険料44期間であつて第九十年30)にはのとされた何の方の三の第一号に規定する法律1) たちのに認る、1)に係約1)にはのとされた時の分の三の第一号に規定する法律1) 5 この法律において、「保険料44年3)にはのとされた時の方の三の第一号に規定する法律3) 5 この法律1)において、「保険料44年3)にはのとされた時の方の三の第一号にのの一の意味が時間 (本)になりて、「保険料44年3)にはのとされた時の方の三の第一号に対称することを要したう (保険料44年3)において、「保険料44年3)にはのとすりの三の第一号においたちのことを要したちの (保険料44年3)になりて、1)になりこのまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
8 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含えたのとする。
9 この法律において、「被用者年金(保険者」とは、厚生年金(保険の管掌者たる政府又は年金(保険者たる共 済組合等をいう。
10 この法律において、「年金保険者たる共済船合等」とは、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共 済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団という。

#### プレビュー&印刷ボタン

プレビュー&印刷ウィンドウが開き、問題・解答・解 説を印刷することができます。

#### ■ 択一·記述

択一・記述のどちらかを印刷することができます。

#### ■ 印刷オプション

印刷する範囲を選択することができます。 解答・解説を省略すれば簡易模擬試験のシートとして 使えます。すべてを印刷すれば本の問題集同様、持ち 運びに便利です。電車やバスの中で細かい時間を利用 した学習などにご利用ください。

#### ■ 問題の絞込み

プレビュー&印刷する問題を「年度」「科目」「年度& 科目」で絞り込むことができます。

	x
国民年金法 平成22年 第61問	^
国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。	
<1>日本年金機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受ける とともに、滞納処分等実施規程に従い、日本年金機構の理事長が任命した徴収職員に行わせ なければならない。	
<22 障害基礎年金の受給権者であって、その障害の程度の審査が必要であると認めて厚生 労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前 1か月以内に作成されたその障害の現状に関する医師または歯科医師の診断書を日本年金 襟禰に提出しなければならない。	н
<3>免除月の属する年度の4月1日から起算して3年以上経過後の年度に免除月に係る保 険料を追納する場合の保険料の額よ、当該免除月に係る保険料額にそれぞれ経過年数に対 応する追納加算率を乗じて得た額を加算した額とされる。	
<4> 老齢基礎年金の支給の繰上げの請求をした場合であっても、振替加算額については、受 給権者が65歳に達した日以後でなければ加算は行われない。	
<5>子に支給する遺族基礎年金の額は、子が2人いるときは、780,900円に改定率を乗じて得た額に74,900円に改定率を乗じて得た額を加算した額を2で除して得た額をなる。	
解答	
<1>× 正 本肢の通り(国民年金法第109条の6第1項・第2項)	

#### 学習進度解析ボタン

このボタンを押すと、学習進度解析ウィンドウが開き、学習進度の詳細な解析をすることができます。

#### ■ 択一・記述

択一・記述のどちらかを選択することができます。

#### ■ 学習進度解析オプション

解析データを並べ替えることができます。

FR22年 労働基準法 択一 1 1 0 0 6 2 0 87 % 4 4 5 7 % 4 2 1 71 % 4 4 5 7 4 2 1 71 % 4 4 5 7 4 5 7 4 8 4 7 1 8 4 7 4 5 7 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 71 % 4 2 1 7 1 % 4 2 1	年度	科目	形式	問番	肢	計	0		×	連成度				
防力22年     労働基準法     択一     1     2     8     6     2     0     87 %     8     8     8       防力22年     労働基準法     沢一     1     4     8     6     2     0     87 %     8     8     1       万力22年     労働基準法     沢一     1     4     8     6     2     0     87 %     8     8     1       万力22年     労働基準法     沢一     2     1     5     6     2     0     87 %     8     8     1       万力22年     労働基準法     沢一     2     5     5     4     0     1     80 %     8     1	成22年	労働基準法	択一	1	1	8	6	2	0	87 %				
第522年     労働基率法     訳一     1     3     8     6     2     0     87.5     5     5     5     5     6     2     0     87.5     5     5     5     5     5     6     2     0     87.5     5     5     5     5     5     6     2     0     87.5     5     5     5     5     5     6     0     0     7     5     5     5     5     5     5     6     0     0     7     5     5     5     5     5     6     0     1     80.5     5     6     0     1     80.5     6     0     1     80.5     6     0     1     80.5     6     0     1     80.5     6     0     1     80.5     6     0     1     80.5     6     1 <td>成22年</td> <td>労働基準法</td> <td>択一</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>87 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	成22年	労働基準法	択一	1	2	8	6	2	0	87 %				
第522年     労働基率法     訳不     1     4     8     6     2     0     87 %     8     8     8       第522年     労働基率法     訳不     2     1     5     4     0     1     80 %     8	成22年	労働基準法	択一	1	3	8	6	2	0	87 %				
第522年     労働基率法     訳     1     5     8     6     2     0     8     7     5     5     6     1     80     5     5     6     1     80     5     5     6     1     80     5     6     1     80     5     5     1     80     5     5     1     80     5     5     1     80     5     5     1     80     5     5     1     80     5     5     1     80     5     5     1     80     5     5     1     80     5     <	成22年	労働基準法	択一	1	4	8	6	2	0	87 %				
第522年     労働基準法     択一     2     1     5     4     0     1     800 %     8 </td <td>成22年</td> <td>労働基準法</td> <td>択一</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>87 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	成22年	労働基準法	択一	1	5	8	6	2	0	87 %				
抗22年     労働基準法     択一     2     2     5     4     0     1     80 %     8     8       抗22年     労働基準法     択一     2     4     5     4     0     1     80 %     8     8       抗22年     労働基準法     択一     2     4     5     4     0     1     80 %     8     8     1       抗22年     労働基準法     択一     3     1     7     3     3     1     64 %     1     1       抗22年     労働基準法     択一     3     1     7     3     3     1     64 %     1     1       抗22年     労働基準法     択一     3     2     7     3     3     1     64 %     1     1       抗22年     労働基準法     択一     3     4     7     3     3     1     64 %     1     1       抗22年     労働基準法     択一     3     7     7     3     3     1     64 %     1     1       抗22年     労働基準法     択一     4     7     7     8     2     1     7     1 %     1       抗22年     労働基準法     択一     4     7     7     7     2     1     7     1	成22年	労働基準法	択一	2	1	5	4	0	1	80 %				
抗22年     労働委略法     択一     2     3     5     4     0     1     80 %     8     8     1       抗22年     労働委略法     択一     2     5     5     7     3     3     1     64 %     8       抗22年     労働委略法     択一     2     5     5     7     3     3     1     64 %     8       抗22年     労働委略法     択一     3     2     7     3     3     1     64 %     8       抗22年     労働委略法     択一     3     2     7     3     3     1     64 %     8       抗22年     労働委略法     択一     3     4     7     3     3     1     64 %     8       抗22年     労働委略法     択一     3     4     7     3     3     1     64 %       抗22年     労働委協法     択一     4     7     4     2     1     7     8       抗22年     労働委協法     択一     4     7     4     2     1     7     8       抗22年     労働委協法     択一     4     7     4     2     1     7     8       抗22年     労働委協法     択一     5     7     4     2     1 <t< td=""><td>成22年</td><td>労働基準法</td><td>択一</td><td>2</td><td>2</td><td>5</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td><td>80 %</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	成22年	労働基準法	択一	2	2	5	4	0	1	80 %				
抗22年     労働基準法     択一     2     4     5     4     0     1     80 %     8     8       抗22年     労働基準法     択一     3     1     7     3     2     1     64 %     8       抗22年     労働基準法     択一     3     1     7     3     3     1     64 %     8       抗22年     労働基準法     択一     3     2     7     3     3     1     64 %       抗22年     労働基準法     択一     3     2     7     3     3     1     64 %       抗22年     労働基準法     択一     3     7     7     3     3     1     64 %       近22年     労働基準法     択一     4     1     7     4     2     1     71 %       近22年     労働基準法     択一     4     1     7     4     2     1     71 %       近22年     労働基準法     択一     4     3     7     4     2     1     71 %       近22年     労働基準法     択一     4     3     7     4     2     1     71 %       近22年     労働基準法     択一     5     7     7     4     2     1     71 %       近     近     1	成22年	労働基準法	択一	2	3	5	4	0	1	80 %				
抗22年     労働基準法     択一     3     5     5     7     4     0     1     80.8     8     8       抗22年     労働基準法     択一     3     2     7     3     3     1     64.4     5     5     5     5     7     3     3     1     64.4     5     5     5     5     7     3     3     1     64.4     5     5     5     5     7     3     3     1     64.4     5     5     5     5     7     3     3     1     64.4     5     5     5     5     7     3     3     1     64.4     5     5     5     7     3     3     1     64.4     5     5     5     7     3     3     1     64.4     5     5     5     7     3     3     1     64.4     5     5     5     7     3     3     1     64.5     5     5     5     5     7     4     2     1     7     1     5     5     5     7     4     2     1     7     1     5     5     5     7     4     2     1     7     1     5     5     5 <t< td=""><td>成22年</td><td>労働基準法</td><td>択一</td><td>2</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td><td>80 %</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	成22年	労働基準法	択一	2	4	5	4	0	1	80 %				
抗22年     労働基準法     択一     3     1     7     3     3     1     64     5       抗22年     労働基準法     択一     3     2     7     3     3     1     64     5       抗22年     労働基準法     択一     3     2     7     3     3     1     64     5       抗22年     労働基準法     択一     3     4     7     3     3     1     64     5       抗22年     労働基準法     択一     4     7     7     7     8     1     64     5       抗22年     労働基準法     択一     4     1     7     4     2     1     7     1     5       抗22年     労働基準法     択一     4     3     7     4     2     1     7     1     5       抗22年     労働基準法     択一     4     3     7     4     2     1     7     1     5       抗22年     労働基準法     択一     4     5     7     4     2     1     7     1     5       抗22年     労働基準法     択一     5     7     7     4     2     1     7     1     5       抗22年     労働基準法     択一     5 <td< td=""><td>成22年</td><td>労働基準法</td><td>択一</td><td>2</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td><td>80 %</td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	成22年	労働基準法	択一	2	5	5	4	0	1	80 %				
抗22年     労働基準法     択一     3     2     7     3     3     1     64 %     64 %       抗22年     労働基準法     択一     3     4     7     3     3     1     64 %     64 %       抗22年     労働基準法     択一     3     4     7     3     3     1     64 %     64 %       抗22年     労働基準法     択一     3     7     3     3     1     64 %     64 %       抗22年     労働基準法     択一     4     1     7     4     2     1     71 %       抗22年     労働基準法     択一     4     2     7     4     2     1     71 %       抗22年     労働基準法     択一     4     5     7     4     2     1     71 %       抗22年     労働基準法     択一     4     5     7     4     2     1     71 %       抗22年     労働基準法     択一     5     7     4     2     1     71 %     6       抗22年     労働基準法     択一     5     7     4     2     1     71 %     6       抗22年     労働基準法     択一     5     7     4     2     1     71 %     6       抗気22年     労働基準法	成22年	労働基準法	択一	3	1	7	3	3	1	64 %				
抗22年     労働基憲法     択一     3     3     7     3     3     1     64 %     64 %       抗22年     労働基憲法     択一     3     5     7     3     3     1     64 %       抗22年     労働基憲法     択一     4     1     7     3     3     1     64 %       抗22年     労働基憲法     択一     4     1     7     7     4     2     1     71 %       抗22年     労働基憲法     択一     4     3     7     4     2     1     71 %     6       抗22年     労働基憲法     択一     4     3     7     4     2     1     71 %       抗22年     労働基憲法     択一     4     5     7     4     2     1     71 %       抗22年     労働基憲法     択一     4     5     7     4     2     1     71 %       抗22年     労働基憲法     択一     5     7     7     2     1     71 %       抗22年     労働基憲法     択一     5     7     7     2     1     71 %       抗22年     労働基憲法     択一     5     7     7     2     1     71 %       抗22年     労働基憲法     択一     5     7     7 <td>成22年</td> <td>労働基準法</td> <td>択一</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>64 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	成22年	労働基準法	択一	3	2	7	3	3	1	64 %				
抗22年     労働基準法     択一     3     4     7     8     3     1     64     5     7     3     3     1     64     5     7     3     3     1     64     5     7     3     3     1     64     5     7     3     3     1     64     5     7     3     1     64     5     7     1     5     1     64     5     7     1     6     5     7     1     5     1     7     1     5     7     1     7     1     5     7     1     7     1     5     7     1     7     1     5     7     1     7     1     7     1     7     1     7     1     1     7     1     7     1     1     7     1     7     1     1     1     1     7     1     1     7     1<	成22年	労働基準法	択一	3	3	7	3	3	1	64 %				
成22年     労働基準法     択-     4     2     7     4     2     1     7     4     2     1     7     4     2     1     7     4     2     1     7     4     2     1     7     4     2     1     7     4     2     1     7     4     2     1     7     4     2     1     7     1     5     5     7     4     2     1     7     1     5     5     7     4     2     1     7     1     5     5     7     4     2     1     7     1     5     5     7     4     2     1     7     1     5     5     7     4     2     1     7     1     5     5     7     4     2     1     7     1     5     5     1     7     1     7     5     1     7     1     7     1<	成22年	労働基準法	択一	3	4	7	3	3	1	64 %				
成22年     労働基準法     択-     4     1     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択-     4     3     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択-     4     3     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択-     4     5     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択-     5     2     7     4     2     1     71     8     9       成22年     労働基準法     択-     5     3     7     4     2     1     71     8     9       成22年     労働基準法     択-     5     3     7     4     2     1     71     8     9       成22年     労働基準法     択-     5     3     7     4     2     1     71     8     9       成22年     労働基準法     択-     5     5     7     4     2     1     71     8     9       成22年     労働基準法     択-     6     2     7     5     0     2 <td>成22年</td> <td>労働基準法</td> <td>択一</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>64 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	成22年	労働基準法	択一	3	5	7	3	3	1	64 %				
成22年     労働基準法     択一     4     2     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択一     4     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択一     4     6     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択一     5     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択一     5     2     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択一     5     2     7     4     2     1     71     8     8     8       成22年     労働基準法     択一     5     4     7     4     2     1     71     8     8       成22年     労働基準法     択一     5     7     7     5     0     2     71     8     8       成22年     労働基準法     択一     6     1     7     5     0     2     71     8     8       成22年     労働基準法     択一     6     1     7     5     0     2 </td <td>成22年</td> <td>労働基準法</td> <td>択一</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>71 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	成22年	労働基準法	択一	4	1	7	4	2	1	71 %				
第22年     労働素準法     第7     4     2     1     71     8     8       第22年     労働素準法     第7     4     2     1     71     8     8       第22年     労働素準法     第7     4     2     1     71     8     8       第22年     労働素準法     第7     4     2     1     71     8     8       第22年     労働素準法     第7     5     2     7     4     2     1     71     8       第22年     労働素準法     第7     5     3     7     4     2     1     71     8     8       第22年     労働素準法     第7     5     5     7     4     2     1     71     8     8       第22年     労働素準法     第7     5     5     7     4     2     1     71     8       第22年     労働素準法     第7     5     5     7     4     2     1     71     8       第22年     労働素準法     第7     5     5     7     4     2     1     71     8       第22年     労働素準法     第7     6     2     7     5     0     2     71     8       第22年     労働素準法 <td< td=""><td>成22年</td><td>労働基準法</td><td>択一</td><td>4</td><td>2</td><td>7</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>71 %</td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	成22年	労働基準法	択一	4	2	7	4	2	1	71 %				
抗22年     労働基準法     択一     4     4     7     4     2     1     71     8     8     8       抗22年     労働基準法     択一     5     1     7     4     2     1     71     8     8     8     1       抗22年     労働基準法     択一     5     1     7     4     2     1     71     8     8     1     1       抗22年     労働基準法     択一     5     2     7     4     2     1     71     8     1     1       抗22年     労働基準法     択一     5     7     4     2     1     71     8     1     1       抗22年     労働基準法     択一     5     7     4     2     1     71     8     1       抗22年     労働基準法     択一     6     1     7     5     0     2     71     8     1       抗22年     労働基準法     択一     6     1     7     5     0     2     71     8     1       抗22年     労働基準法     択一     6     1     7     5     0     2     71     8       抗22年     労働基準法     択一     6     1     7     5     0     2 </td <td>成22年</td> <td>労働基準法</td> <td>択一</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>71 %</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	成22年	労働基準法	択一	4	3	7	4	2	1	71 %				
抗22年     労働基準法     択一     5     7     4     2     1     71     8     8       抗22年     労働基準法     択一     5     2     7     4     2     1     71     8     8       抗22年     労働基準法     択一     5     2     7     4     2     1     71     8     8       抗22年     労働基準法     択一     5     2     7     4     2     1     71     8       抗22年     労働基準法     択一     5     3     7     4     2     1     71     8       抗22年     労働基準法     択一     5     5     7     4     2     1     71     8       抗22年     労働基準法     択一     5     5     7     4     2     1     71     8       抗22年     労働基準法     択一     6     2     7     5     0     2     71     8       抗22年     労働基準法     択一     6     2     7     5     0     2     71     8       抗22年     労働基準法     択一     6     4     7     5     0     2     71     8       抗22年     労働基準法     択一     6     4     7     5	成22年	労働基準法	択一	4	4	7	4	2	1	71 %				
成22年     労働基準法     択一     5     1     7     4     2     1     71     8       成22年     労働基準法     択一     5     3     7     4     2     1     71     8       成22年     労働基準法     択一     5     3     7     4     2     1     71     8       成22年     労働基準法     択一     5     3     7     4     2     1     71     8       成22年     労働基準法     択一     6     1     7     5     0     2     71     8       成22年     労働基準法     択一     6     1     7     5     0     2     71     8       成22年     労働基準法     択一     6     3     7     5     0     2     71     8       成22年     労働基準法     択一     6     3     7     5     0     2     71     8       成22年     労働基準法     択一     6     3     7     5     0     2     71     8       成22年     労働基準法     択一     6     4     7     5     0     2     71     8       成22年     労働基準法     択一     7     1     8     5     2     1	成22年	労働基準法	択一	4	5	7	4	2	1	71 %				
抗22年	成22年	労働基準法	択一	5	1	7	4	2	1	71 %				
抗22年	成22年	労働基準法	択一	5	2	7	4	2	1	71 %			1.1	
抗22年	成22年	労働基準法	択一	5	3	7	4	2	1	71 %				
抗22年 労働基準法 択一 5 5 7 4 2 1 71 % 抗22年 労働基準法 択一 6 1 7 5 0 2 71 % 抗22年 労働基準法 択一 6 3 7 5 0 2 71 % 抗22年 労働基準法 択一 6 3 7 5 0 2 71 % 抗22年 労働基準法 択一 6 3 7 5 0 2 71 % 抗22年 労働基準法 択一 6 3 7 5 0 2 71 % 抗22年 労働基準法 択一 6 5 7 5 0 2 71 % 抗22年 労働基準法 択一 6 5 7 5 0 2 71 % 抗22年 労働基準法 択一 6 5 7 5 0 2 71 % 抗22年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 二 1 75 % 1 7	成22年	労働基準法	択一	5	4	7	4	2	1	71 %				
抗22年 労働基準法 択一 6 1 7 5 0 2 7 1 % 抗22年 労働基準法 択一 6 2 7 5 0 2 7 1 % 抗22年 労働基準法 択一 6 2 7 5 0 2 7 1 % 抗22年 労働基準法 択一 6 4 7 5 0 2 71 % 応22年 労働基準法 択一 6 4 7 5 0 2 71 % 応22年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 抗22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 六月 7 5 8 5 2 1 75 % 六月 7 5 8 5 2 1 75 % 5 2 1 75 % 5 2 2 7 1 % 5 3 4 5 2 1 75 % 5 3 4 5 2 1 75 % 5 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	2成22年	労働基準法	択一	5	5	7	4	2	1	71 %				
抗222年 労働基準法 択一 6 2 7 5 0 2 7 1 %     「     「     (222年 労働基準法 択一 6 3 7 5 0 2 7 1 %     「     (222年 労働基準法 択一 6 4 7 5 0 2 7 1 %     (222年 労働基準法 択一 6 4 7 5 0 2 7 1 %     (222年 労働基準法 択一 6 4 7 5 0 2 7 1 %     (222年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 5 8     (222年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 5 8     (222年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 5 8     (222年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 5 8     (222年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 5 8     (222年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 5 8     (222年 労働基準法 択一 7 3 8 7 2 1 75 5     (222年 労働基準法 択一 7 3 8 7 2 1 75 5 8     (222年 労働基準法 択一 7 3 8 7 2 1 75 5 8     (2224 労働基準法 択一 7 3 8 7 2 1 75 5 8	成22年	労働基準法	択一	6	1	7	5	0	2	71 %				
琉22年 労働基準法 択一 6 3 7 5 0 2 7 1 %     武22年 労働基準法 択一 6 4 7 5 0 2 7 1 %     武22年 労働基準法 択一 6 4 7 5 0 2 71 %     武22年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 %     武22年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 %     武22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 %     武22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 %     武22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 %	成22年	労働基準法	択一	6	2	7	5	0	2	71 %				
抗222年 労働基準法 択一 6 4 7 5 0 2 7 1 %     「次22年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 7 15 0 2 7 1 %     「次22年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 5 1 7 5 0 1 7 5 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	成22年	労働基準法	択一	6	3	7	5	0	2	71 %				
成22年 労働基準法 択一 6 5 7 5 0 2 71 % 成22年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 % 成22年 労働基準法 択一 7 2 8 5 2 1 75 % 成22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 成22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 %	成22年	労働基準法	択一	6	4	7	5	0	2	71 %				
成222年 労働基準法 択一 7 1 8 5 2 1 75 8 成222年 労働基準法 択一 7 2 8 5 2 1 75 8 成222年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 8 成222年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 8 第 2 1 75 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	成22年	労働基準法	択一	6	5	7	5	0	2	71 %			-	
成22年 労働基準法 択一 7 2 8 5 2 1 75 % 成22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 % 成22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 %	成22年	労働基準法	択一	7	1	8	5	2	1	75 %				
成22年 労働基準法 択一 7 3 8 5 2 1 75 %	成22年	労働基準法	択一	7	2	8	5	2	1	75 %				
5529年 学術英進注 招一 7 4 8 5 2 1 75 %	成22年	労働基準法	択一	7	3	8	5	2	1	75 %				
	成22年	労働基準法	択一	7	4	8	5	2	1	75 %				
·成22年 労働基準法 択一 7 5 8 5 2 1 75 %	成22年	労働基準法	択一	7	5	8	5	2	1	75 %				

# Premium 版のテキストの開き方

Premium 版の問題集には、基本テキストが収録されています。

学習メニュー画面で、メニューバーにある「テキスト」ボタンをクリックして、「テキストファイルがあるフォルダーの表示」を選択してください。



② テキストが収録されているフォルダが別画面で開きます。

テキストをダブルクリックして表示してください。

なお、テキストは PDF ファイルになっています。PDF ファイルを読み込むことが出来ない場合は、 http://get.adobe.com/jp/reader/ より読み込みソフト (無料) をダウンロードしてからインストール してください。



## FAQ

Q. 問題集が起動しません

A. 初回起動時に問題データをダウンロード後インストールする必要があります。

ダウンロードするためにはインターネットに接続する必要がありますので、接続できる環境からご利用く ださい。

Q. 「理解済をはずす」や「未理解問題のみ」を選んでも必ず最初の一問は出題されてしまうのですが?

A. 出題する問題パターンが多岐にわたるため、出題した分野がわからなくならないように、必ず最初の一 問は必ず出題するように作ってあります。一回「>」ボタンを押せば選びたい問題までスキップします。

Q. 足りない問題があるような気がするのですが?

A. 法改正などで出題が不適当になった問題は、なるべく削除せずに改題するようにしていますが、どうしても出題として不適当と思われる問題は削除してあるものもあります。

Q. 自分の持っている問題集と問題や解答が違うのですが?

A. 法改正があった場合は、問題や解答が変更になる場合があります。法改正に合わせて問題と解答を見直 していますので、古い問題集とは異なる場合があります。

それ以外で解答が違う場合は、編集ミスの可能性もありますので、お手数ですが弊社サポート宛にメールで ご連絡をいただけると幸いです。

法改正の対応状況につきましては、弊社ホームページをご覧ください。

#### パスワードの登録方法

#### パスワードの一括登録方法

各問題集を起動すると、右のようなパスワード登録 この度はSpeed突破!シリーズをご利用いただきありがとうございます。 このウィンドウは「バスワードの登録がされていない」または「バスワードが間違っている」場合に表示されます 画面が表示されることがあります。 。 よくお読みになった上でご利用いただきますようお願い申し上げます。 ッケージンフトをご購入になった方 カードに記載されているパスワードを下のフォームに入力するとすべての機能を使うことができるように この画面は「パスワードの登録がされていない」ま ーバックと、三箇所に入力する必要がありますので、ご注意ください。 ら登録することは可能です。 たは「登録したパスワードが間違っている」場合に 。。 紙のマニュアルは付属しておりません。) ク ての機能を使うことができませんが、特にお試しの期間は設けていませんので、 料で利用することができます。 弊社ホームページ、まだはオンラインマニュアルをご覧ください。 表示されます。 登録したにもかかわらず、この画面が表示される場 ユーザー登録番号をお持ちの方は入力してください。 合は、改めて登録してください。 ■ 問題集本体のパスワードをお持ちの方は入力してください。 なお、パスワードはこの画面以外でも登録すること ■ レクチャーパックのパスワードをお持ちの方は入力してください。 ができます。未登録にもかかわらず、この登録画面 ■ オブションバックのバスワードをお持ちの方は入力してください。 が表示されなくなってしまった場合は、次項からの 同意する 同意しない 方法で登録をしてください。

■ パッケージソフトをご購入になった方

**同梱のカードに記載されているパスワードを入力するとすべての機能を使うことができるようになります。**① 本体②オプションパック③レクチャーパックと、三箇所に入力する必要がありますので、ご注意ください。

■ ダウンロード版をご購入の方

メールでお送りいたしましたパスワードをご入力ください。

■ お試し利用の方

パスワードを入力しないとすべての機能を使うことができませんが、特にお試しの期間は設けていませんの で、制限の範囲内でいつまでも無料で利用することができます。

ライセンスの購入方法などは、弊社ホームページ、またはオンラインマニュアルをご覧ください。

① メニュー画面下部にある ボタンを押して、パスワードの入力画面に移動します。



② この画面がでてきますので、あなたのお名前・e-Mail アドレス、送られたユーザー登録番号・パスワード を正確にご入力ください。

なお、ユーザー登録番号・パスワードは半角文字でご入力ください。以上で、登録は終了です。機能制限が解除されて、すべての機能が使えるようになります。

💣 パスワード入力	
あなたのお名前(N):	
e-Mailアドレス( <u>A</u> ):	
ユーザー登録番号( <u>U</u> ):	
問題集本体バスワード( <u>P</u> ):	
お名前、e-Mailアドレスは登 を忘れるとサポートができな ードは半角英数字での入力	。 録された情報を正確にご記入ください。この情報 い場合があります。ユーザー登録番号、パスワ をお願いいたします。
バスワードを不正に第三者) が判明するようになっていま 害賠償請求の対象になる場 注意ください。	こ供用した場合はユーザー登録番号から登録者 「す。不正使用が発覚した場合は登録者本人が損 合もありますので、バスワードの管理には十分ご
	ОК <b>+</b> +уъл

① オプションパックを起動後、 ボタンを押して、下のパスワードの入力画面に移動します。



この画面で、オプションパック専用のユーザー登録番号とパスワードを入力します。
 問題集のパスワードとは異なりますので、ご注意ください。

💣 パスワード入力	
あなたのお名前( <u>N</u> ):	<u> </u>
ユーザー登録番号( <u>U</u> ):	
バスワード( <u>P</u> ):	
入力するバスワードはオブションバック専用のバスワードです。	
バスワードを不正に第三者に供用した場合はユーザー登録番号から登録者 が判明するようになっています。不正使用が発覚した場合は登録者本人が損 害賠償請求の対象になる場合もありますので、バスワードの管理には十分ご 注意ください。	
	OK キャンセル

#### サポート情報

最新の製品・問題情報・サポートはホームページまたはメールで行っております。 ホームページを御覧になるかサポートまでお問い合わせください。

株式会社アドヴァンソリューション http://www.speedtoppa.net/ support@speedtoppa.net

## 著作権について

当ソフトのプログラム、レイアウト、デザイン、内容に関する著作権は、『株式会社アドヴァンソリューション』に帰属します。 作品の無断コピー、転載は、お断りいたします。

ライセンス違反、著作権違反などの疑いがある場合には、弊社弁護士と相談の上、然るべき処置をいたします。 当ソフトには、一台のコンピュータに当ソフトを一本だけインストールをするライセンスを付与しています。 同一人物の所有物であり、かつ同一人物しか使う可能性のない複数のコンピュータについては、追加一台に限 り例外的にインストールするライセンスを付与します。

発行されたパスワードは個人個人で違うパスワードが発行されております。ユーザー登録番号とパスワードから不正使用をした個人を特定することができますので、パスワードの管理については厳重を期すようにお願いいたします。

故意または過失により不正にパスワードが使用された場合、著作権法に基づき損害賠償の請求をさせていただ く場合がございます。

# 製作·著作

株式会社アドヴァンソリューション 東京都江東区千石 2-2-20 佐藤ビル 5F E-mail: support@speedtoppa.net URL: http://www.speedtoppa.net/

# ユーザー登録について

当ソフトのユーザー様には、翌年度試験版へのバージョンアップサービスや、技術的なサポート、パスワード紛失の際の再発行、最新試験情報を無料にて提供しております。

上記サービスを受けるためには、ユーザー登録が必要ですので、付属のユーザー登録葉書に必要事項を明記 の上、弊社宛までお送りください。

ご登録がない場合は、上記サービスをお受けいただくことができませんので、あらかじめご了承ください。

送付先 〒135-0015

東京都江東区千石 2-2-20 佐藤ビル 5F 株式会社アドヴァンソリューション ユーザー登録係

# 登録情報の記録

登録した情報を以下の空欄に書き込んで大切に保存しておいてください。

- 1. 登録年月日
- 2. 登録したお名前
- 3. 登録したメールアドレス
- 4. ユーザー登録番号
- 5. 問題集本体のパスワード
- 6. オプションパックのパスワード
- 7. レクチャーパックのパスワード